

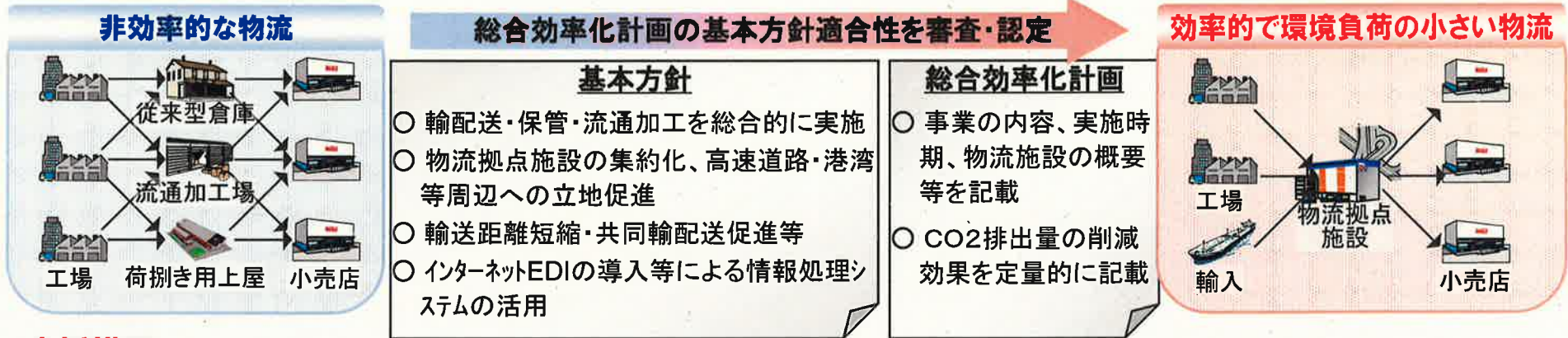
# 物流総合効率化法の改正について

(平成28年5月13日公布)

—施設整備法から連携施策支援法へ—

国土交通省物流審議官部門

■ 社会資本整備の進展と連携して、物流拠点施設の総合化と流通業務の効率化を促進。



## 支援措置

### 物流事業の総合的実施の促進

- 事業許可等の一括取得  
倉庫業、貨物自動車運送事業等の許可等のみなし

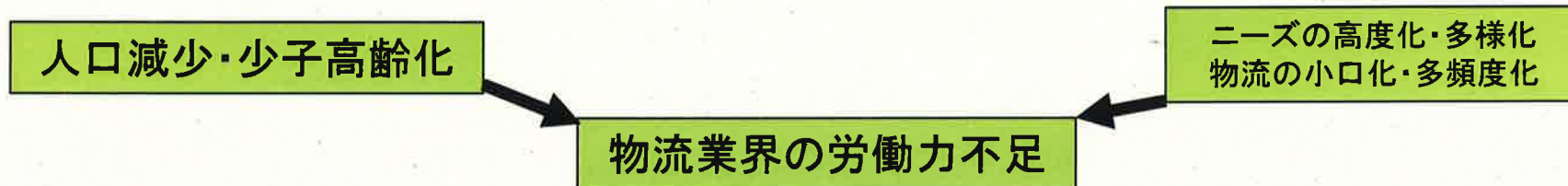
### 社会資本と連携した物流拠点施設の整備

- 営業倉庫に関する税制特例  
法人税・固定資産税等の特例
- 施設の立地規制に関する配慮  
市街化調整区域の開発許可に係る配慮

### 中小企業者等に対する支援

- 資金面等の支援  
中小企業信用保険の限度額の拡充

社会資本整備の進展(国際物流基幹ネットワークの構築、国際拠点港湾・空港の機能向上等)



【方策1】 少ない人員でも業務をこなせるようにする

【方策2】若者・女性を含む人材の確保

更なる物流の効率化 = 『物流生産性革命』

魅力的な物流の職場の形成

実行段階へ

**物流総合効率化法の改正** (平成17年の制定以来、初の改正)

「連携」による物流効率化方策の推進

- モーダルシフト
- 地域内配送共同化
- 輸送機能と保管機能の連携 等

↑ 計画策定経費補助  
設備導入経費補助(エネ特財源活用)  
税制特例措置 等

働きやすい職場環境形成  
荷主からの適正運賃收受、労働時間規制の遵守  
現状を知ってもらう、イメージアップの取組  
(物流業界インターンシップ・研究セミナー 等)

## 物流生産性革命

### 個別の施策

都市内物流改革

BtoC 物流改革

海外展開力強化

物流を考慮した建物・まちづくり

過疎地の物流の効率化・維持

無駄な宅配再配達を削減を目指した利便性向上の取組

手ぶら観光の強化

ドローン利用による物流の実現

農水産品の輸出力強化につながる物流の高度化・効率化

## 背景

トラックドライバー不足をはじめとする物流分野の労働力不足

流通業務の省力化の必要

## 改正のポイント

特定流通業務施設

必須ではなくなる  
(モーダルシフト等も流通業務総合効率化事業の対象に)

所要の要件の見直し

流通業務総合効率化事業の実施主体

2以上の者の連携

- 物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、2以上の者の連携を前提に、多様な取組みへと対象を拡大。

認定対象となる事業イメージ  
(流通業務総合効率化事業)

### ① モーダルシフト推進事業

鉄道・船舶も活用した効率的な輸送手段の選択を推進

⇒ より少ない人員での大量輸送を実現

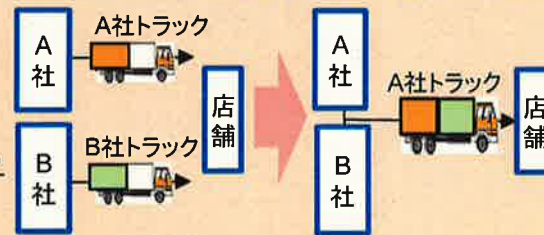
トラックによる輸送に代わり鉄道・船舶等の大量輸送機関を活用



### ② 地域内配送共同化事業

積載率や運行頻度の改善により、無駄のない配送を実現

⇒ 荷主や地域も巻き込んで、貨物混載・帰り荷確保等の共同輸送を加速し積載率を向上



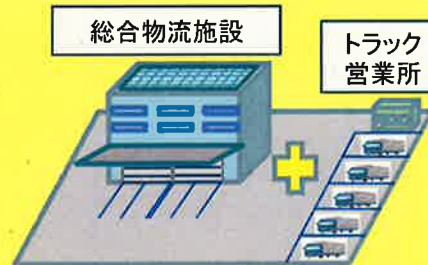
### ③ 輸送網集約事業

(輸送機能と保管機能の連携)

輸送・保管・荷さばき・流通加工を行う総合的な物流施設に輸送網を集約

⇒ 総合物流施設にトラック営業所の併設、トラック予約受付システムの導入等の輸送を円滑化させる措置を講じ、待機時間のないトラック輸送を実現

総合物流施設にトラック営業所を併設



- **省力化された効率的な物流の実現**

⇒ 潜在的輸送力を活用し、多様なニーズに応える効率化した物流を実現

- **トラックドライバー不足の解消**

⇒ 就業環境の改善等による人材確保と併せ、省力化により物流機能を維持

- **CO<sub>2</sub>排出量の大幅な削減**

⇒ 社会への貢献度の高い物流の実現